

# 生活保護法改定案と生活困窮者自立支援法案 をただちに廃案にすることを求めます

生活保護法の改定案（以下「改定案」）と生活困窮者自立支援法案（以下「支援法」）が、自民党、公明党、民主党、日本維新の会、みんなの党、生活の党の賛成により、2013年6月5日に衆議院で可決されました。これらの法案は、生活保護の申請にあたり証明書類の提出を義務づけ、本来保護開始の要件ではないはずの親族による扶養義務を拡大するなど、生活困窮者の生活保護申請を抑制させる重大な欠点を持っています。

「親族による扶養義務」を強調することによって、DV（家庭内暴力）など親族間で問題を抱えていたり書類の用意が困難な生活困窮者が、生活保護から排除されかねません。これまでも、「親族に頼れ」「書類が不備」「働け」などと言われ、多くの生活困窮者が生活保護の申請すらできずにいました。「改定案」は、こうした違法な「水際作戦」を合法化するものであり、これまで全国で相次いで引き起こされた生活困窮による餓死や孤立死などの痛ましい事件が、ふたたび起こるのではないかと強く危惧されます。

また、「支援法」は生活保護にいたる前でのセーフティネットを目的につくられました。が、法案の基本は就労による自立をうながすというものです。生活や健康などに困難を抱えた生活困窮者に、まず支援ではなく、自立とはかけ離れた、最低賃金を適用しない「とりあえずの労働」を押しつけるものです。「改定案」とともに、生活困窮者の自立ではなく、生活保護申請を抑制しようという意図はあきらかです。

両法案ともに、憲法25条が保障する「生活権」の基本を根底からくつがえすものであり、とうてい容認することはできません。参議院で、ただちに廃案にすることを強く求めます。

2013年6月13日

日本機関紙協会埼玉県本部

理事長 金子勝